

保護者 様

エクセラン高等学校長

学校感染症と出席停止について

生徒が感染症（次ページ表参照）に罹患した場合、学校保健安全法の規定により、本人の休養と周囲への蔓延を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。つきましては、病気が治癒し登校を再開する際に、以下の該当する書類に必要事項をご記入（または医師に作成を依頼）のうえ、学校へご提出ください。

- * インフルエンザの場合（保護者の方が記入）
 - ・・・「治癒報告書」
- * 新型コロナウイルス感染症の場合（保護者の方が記入）
 - ・・・「出席停止期間終了報告書」
- * インフルエンザ、新型コロナウイルス以外の感染症（医療機関（主治医）が記入）
 - ・・・「登校許可書」

(参照) 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止の基準
第一種	第一種感染症 エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)は除く)	発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日が経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日が経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日が経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、手足口病など)	必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとる事ができる感染症